

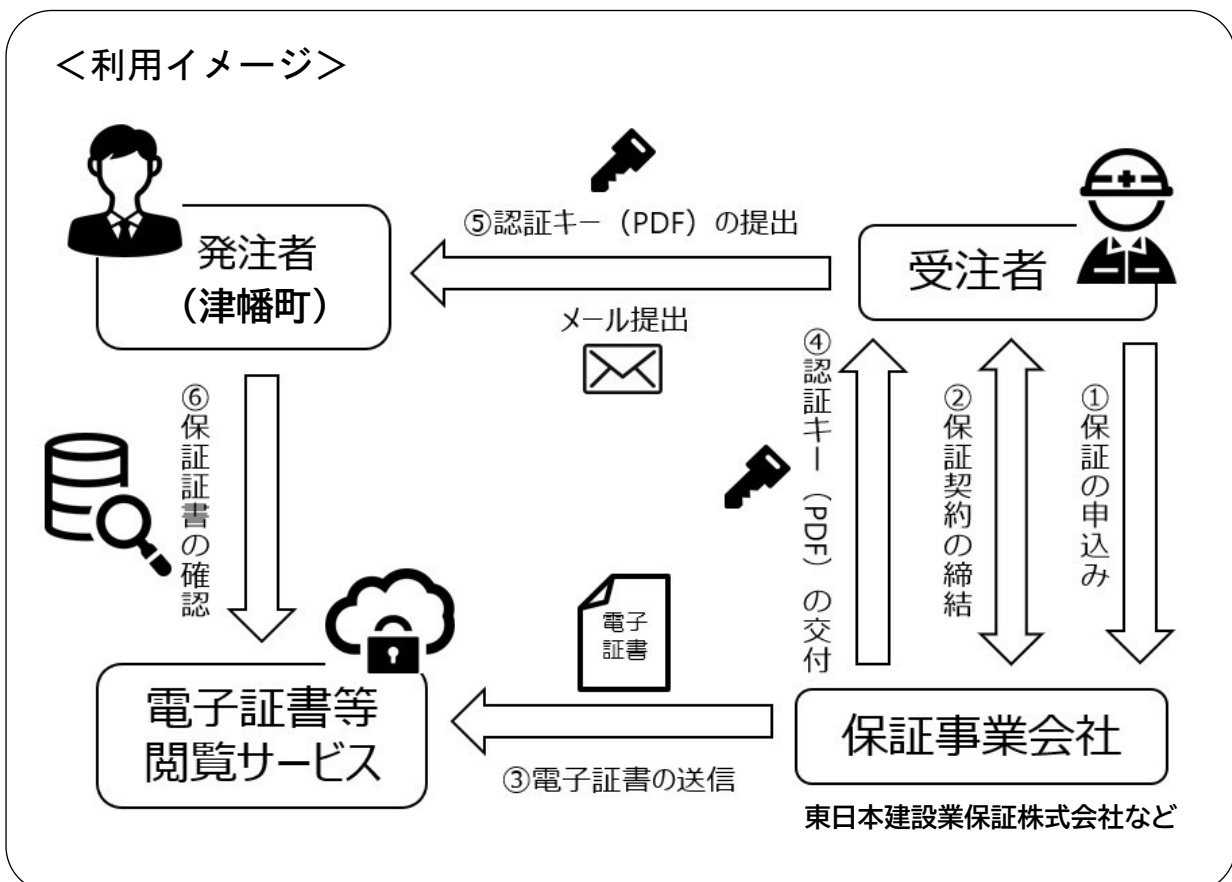
# 建設工事等の契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化について

## 1 概要

建設工事及び建設工事に係る業務委託における契約保証及び前払金保証（中間前払金保証を含む。）に係る保証証書については、これまで書面で提出していただいておりますが、令和6年6月からインターネットを介した方法による「電子保証」の取扱いを開始します。

## 2 電子保証の対象

今回、電子保証の対象となるのは、保証事業会社（東日本建設業保証株式会社など）による契約保証及び前払金保証です。（保険会社による履行保証保険などは対象外です）



## 3 運用開始日

令和6年6月以降に新たに契約する建設工事等が対象となります。

## 電子保証に係る「認証キー」の提出先一覧

「契約保証」は監理課、「前払金保証（中間前払金保証を含む）」は工事担当課のメールアドレス（下表参照）に送付してください。

部署名	電話番号	メールアドレス
監理課	076-288-2121	kanri@town.tsubata.lg.jp
都市建設課	076-288-6703	toshikensetsu@town.tsubata.lg.jp
産業振興課	076-288-6704	sangyou@town.tsubata.lg.jp
上下水道課	076-288-6238	jougesuidou@town.tsubata.lg.jp
教育総務課	076-288-8508	kyouikusoumu@town.tsubata.lg.jp
学校教育課	076-288-6700	gakkoukyouiku@town.tsubata.lg.jp
生涯教育課	076-288-2125	shougaikyoku@town.tsubata.lg.jp
福祉課	076-288-2458	fukushi@town.tsubata.lg.jp
子育て支援課	076-288-6726	kosodate@town.tsubata.lg.jp
生活環境課	076-288-6701	seikatsukankyoku@town.tsubata.lg.jp

※一覧に記載がない場合は町ホームページ等でご確認ください。

### 「認証キー」の提出方法等について

- 保証事業会社から発行された『電子保証に係る「認証キー」のお知らせ』（PDF ファイル）をメールで提出してください。

注）認証キーが提出されていないと、保証証書を確認できないため、契約締結ができませんので、認証キーは必ず契約締結前に提出してください。

#### ○メールの送信内容

- ・ 件名：「【契約保証】 案件名」、「【前払金】 案件名」または「【中間前払金】 案件名」
  - ・ 本文：「会社名・連絡先」を記載し、『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』（PDF ファイル）を添付してください。
- ※メール送信後、到達確認の電話を必ず行ってください。

#### ○契約保証

- ・ 提出先：監理課
  - ・ 来庁（契約締結）日の前日までに送信してください。
- ※送信が来庁日当日になった場合は、来庁前に電話連絡をお願いします。

#### ○前払金保証・中間前払金保証

- ・ 提出先：工事担当課
- ・ 工事担当課へ請求書提出時に「電子保証」であることをお伝えください。